

空地利用等景観基準

平成19年9月28日 兵庫県告示第988号の2
改正 平成25年10月1日 兵庫県告示第1193号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第27条の15第1項の規定による空地利用等景観基準を次のとおり定め、平成19年10月1日から施行する。

空地利用等景観基準

1 用語の定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 視点場 次に掲げるものをいう。

ア 主要交通路

イ 次に掲げる区域内において当該区域の優れた景観を見ることができる箇所

(ア) 景観形成地区又は広域景観形成地域（以下「景観形成地区等」という。）

(イ) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項又は兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第31条第1項の規定により指定された史跡又は名勝の区域

(ウ) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園のうち、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第5号に規定する総合公園、運動公園、広域公園又は特殊公園であるもの

(エ) その他優れた景観を形成している区域として知事が定める区域

(2) 主要交通路 次に掲げるものをいう。

ア 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道並びに県道及び市道（同法第56条の規定により指定されたもの及び道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）の規定により同法第2条第6項に規定する会社等が料金を徴収するものに限る。）

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項の規定により都市計画に定められた同項第1号に規定する道路（供用を開始しているものであって、車線の数4以上である区間に限る。）

ウ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設

エ 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道

オ 鉄道事業法第34条の2に規定する索道事業者がその事業の用に供する索道施設のうち、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第47条に規定する普通索道に係るもの

カ その他知事が定める交通路

2 空地の利用等に係る景観上配慮すべき事項

(1) 景観の形成等に関する条例施行規則（昭和60年兵庫県規則第48号、以下「規則」という。）第22条の13第1号に掲げる土地（以下「土石採取跡地等」という。）においては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 整地

視点場から展望できる土石採取跡地等については、原則として整地すること。

イ 裸地法面の緑化

(ア) 土石の採取、埋立てその他の土地の形質を変更する行為により生じた裸地の法面のうち視点場から展望できるものについては、原則として緑化を行うこと。

(イ) 樹木による緑化を行う場合は、できる限り郷土種を用いることとし、やむを得ず郷土種を用いない場合には、周辺の植生への影響、周辺の自然景観との調和等を考慮して適切な樹種

を選定すること。

(ウ) 草本類による緑化を行う場合は、できる限り郷土種を混合したものをを用いることとし、周辺の植生への影響、周辺の自然景観との調和等を考慮して適切な種類の植物を選定すること。

(エ) 単一の植物による緑化ではなく、周辺の植生との調和を考慮して複数の植物による緑化を行い、自然景観の向上を図ること。

ウ 土石採取跡地等への展望の遮へいに有効な樹木の植栽等

(ア) 原則として、視点場から土石採取跡地等への展望の遮へいに有効な箇所に、樹木の植栽を行うこと。

(イ) 樹木の植栽による遮へいが困難な場合は、視点場から展望できないように、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の遮へい工作物を設置すること。

エ 景観形成基準等への適合

景観形成地区等に存する土石採取跡地等においては、ア、イ及びウによる措置のほか、当該景観形成地区等における景観形成基準又は広域景観形成基準(以下「景観形成基準等」という。)に適合させるための措置を講ずること。

(2) 規則第22条の13第2号に掲げる土地(以下「資材置場等」という。)においては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 資材の集積等の配慮

建設資材その他資材若しくは機械器具の保管又は土石、砂、木材、廃棄物その他これらに類する物の集積(以下「資材の保管等」という。)は、できる限り整然と行うこととし、たい積する場合にあっては、周辺の景観に配慮した高さとする。

イ 樹木等による資材の保管等の遮へい

(ア) 原則として、視点場から資材の保管等の状態が直接視認できないよう、樹木の植栽による遮へいを行うこと。

(イ) 樹木の植栽による遮へいが困難な場合は、視点場から直接視認できないよう、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の遮へい工作物の設置による遮へいを行うこと。

ウ 景観形成基準等への適合

景観形成地区等に存する資材置場等においては、ア及びイによる措置のほか、当該景観形成地区等における景観形成基準等に適合させるための措置を講ずること。